

平成29年12月21日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。（13時50分開会）

本日の委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元の付託事件一覧表のとおりであります。

お諮りします。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査を議題とし、執行部の説明を受けることにします。

なお、第29号議案「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」については、教育委員会及び警察本部の所管分もあわせ、一括して総務部での説明及び質疑を行うこととします。

《総務部》

◎坂本（孝）委員長 最初に、議案について総務部長の総括説明を求めます。

なお部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎梶部長 それでは、総務部から提出をしております議案第29号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」につきまして、私から総括して説明をさせていただきます。

人事院による官民の退職給付の支給実態に関する調査などを受けまして、官民均衡を図る観点から、国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げることが内容とする、国家公務員退職手当法等が12月8日に成立し、15日に公布をされ、来年1月1日から施行されます。また、法改正について閣議決定が行われました11月17日には、総務副大臣から地方公務員についても、国家公務員に準じて必要な措置を講ずるよう要請があったところであります。

本県といたしましても、職員の退職手当制度につきましては、国家公務員の制度に準ずるといふ従来からの基本的な考え方などに基づきまして、慎重に検討してまいりました結果、今般の法律改正等の趣旨に沿った内容で、職員への周知期間などを考慮した平成30年2月1日を施行日とし、本条例案を提出したものでございます。条例案の詳細につきましては、担当の職員厚生課長から御説明申し上げます。

私からは以上です。

〈職員厚生課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて所管課の説明を求めます。

職員厚生課の説明を求めます。

◎竹崎職員厚生課長 議案説明資料をお開きください。追加で提出させていただきました、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

まず、今回の条例改正の趣旨につきましては、部長から説明いたしましたように、国家公務員退職手当法の改正に準じ、県職員の退職手当の支給水準を引き下げるよう条例を改正しようとするものでございます。

次に、2国の改正でございます。官民比較調査のところに記載していますように、ことし4月に人事院から、平成27年度に退職された方を対象に調査を行った結果、退職一時金と企業年金を合わせた退職給付の総額で、公務が民間を78万円余り上回っているとの調査結果が示されました。また、あわせて官民均衡の観点から、退職給付水準について見直しを行うことが適切との見解が示されました。

国では人事院のこの調査結果及び見解を踏まえ、支給水準引き下げの措置を講ずるための、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が12月8日に成立し、12月15日に公布されました。その内容は、退職手当の支給水準について、平成30年1月1日から官民均衡を図るために、法律上設けられた調整率を、100分の87から100分の83.7に引き下げるものでございます。

次に、3県の改正案でございます。まず、退職手当の算定は、基本的には枠で囲んで記載していますように、基本額に在職期間中の給料表の級の区分に応じた退職手当調整額を加算した額となります。この基本額は、退職日の給料月額に退職理由別支給率と調整率を乗じた額となります。条例の本則に基づく退職理由別支給率は、第3条から第5条において、退職理由と勤務年数に応じて算出方法が規定されておりますが、官民格差を是正するために、退職手当の支給水準を見直す必要がある場合には、さらに附則で定める調整率を乗じる仕組みとなっております。現行の条例では調整率は100分の87となっております。

次に、条例改正の概要について御説明いたします。(1)は、先ほど御説明いたしました調整率を100分の83.7に引き下げるものでございます。(2)は、地方独立行政法人法が一部改正されたことに伴い、条例の引用規定について改正を行うものです。(3)の施行期日は、(1)調整率の引き下げは、国が施行日を1月1日としておりますので、本県の場合は国と同じ施行年度の中で、周知期間などを考慮しまして施行日を2月1日としております。なお、(2)の引用規定の改正につきましては、施行日を法と同じ4月1日としております。

また、条例改正による影響により、平成29年度退職者につきましては、1人当たり平均約79万円の減額となりまして、退職手当平均支給額では、2,251万円のところ、2,171万円でございます。退職者414人分、総額で約3.3億円の減が見込まれております。

なお、この退職手当の引き下げについて、職員団体と話し合いを行いました。残念ながら合意が得られませんでした。しかしながら、今年度末に退職する職員に対し、国家公務員の支給水準を上回る退職手当を支給することは、県民の皆様の理解が得られないと判

断するとともに、職員に対しても十分な周知期間が必要ですので、早期に制度を確立するため、今議会でお諮りするものです。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 きょうも議会の議場でお話がありました。官民の格差を是正することが1番の眼目と聞いたんですけれども、その官民の格差をどう調査して出したのかについてお聞きしたいと思うんです。国の改正のところにあります、この78万1,000円という官民比較調査に対する人事院が示した見解は、人事院の勧告と同列視する法的な根拠があるのかどうなのかということ、まず一つお聞きしたいと思います。

◎梶部長 人事院のこの見解は、いわゆる人事院勧告という形で、毎年給与について勧告があるものとは別ものでございます。あくまで内閣総理大臣及び財務大臣から依頼を受けた人事院が、専門機関として調査を行い、専門機関としての見解を、依頼を受けた内閣総理大臣と財務大臣に回答したものであると認識をしております。

◎吉良委員 ということは法的根拠はない一見解である。それを内閣府あるいは政府としてどのように適用していくのかが、政治的な判断として出てきていると理解されると思います。

この78万1,000円の根拠なんですけれども、いろいろ調べるところによると、人事院だとか、最高裁の判例、それから法の詳解なんかでは、その労働条件の性質を非常に重視しているものがあるわけです。政府は、これは労働条件というよりも、長期に頑張って働いてきたからそれに対する報償の性格が、と言ってますよね。そうすると民間は純粋に労働条件としての給与含めて退職金、年金も含めてでしたのに、政府は、労働条件というよりも長年働いてきた方の報償だという立場ですから、私はその額を比較すること自体が矛盾するんじゃないかと。次元の違うものを何でここで比較することができるのか、調整自体が全く無効ではないかと私思うんですけれども、それはどうですか。

◎梶部長 先ほど御説明すべきだったかもしれませんが、国においては、人事院の勧告と人事院の見解は別だと申し上げました。先ほど本会議で知事から答弁がありました。平成26年に国家公務員の総人件費に関する基本方針という閣議決定がなされておまして、その一部を読み上げますけれども、「退職給付（退職手当及び年金払い退職給付（使用者拠出分））について、官民比較に基づき、おおむね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて、官民均衡を確保する」と整理がされております。したがって、官民比較をするのだということは、閣議決定がされているわけでありまして、この閣議決定を踏まえて、去年の8月に内閣総理大臣と財務大臣が人事院に意見を求め、それに対する見解が述べられたということでもあります。

その際に両者の性格、すなわち国家公務員の退職手当の性格と、民間の性格が違うとい

うことについては、委員も御案内のとおりですけれども、衆議院の内閣委員会で相当突っ込んだ議論がされております。その際に政府側、内閣人事局は、委員も御指摘があったように、退職手当の性格は、いろんな側面があるんだけど、勤続報償の性格が1番強い。人事院は、職員の退職後の生活設計を支える勤務条件的な性格を有しているということがあります。その上で、雇用保険の扱いとか議論された上でありますけれども、退職給付すなわち民間の年金と一時金を、官の退職手当と共済年金を比較することが妥当だという結論で占められているわけでございます。私どももその考え、国会の内閣委員会で議論されて、現在に至っているという経緯を承知をした上で、その比較の土台の問題については、今のやり方が妥当なのだろうと認識をしております。

◎吉良委員 それは妥当性を欠くというのが、私どもの見解なんです。先ほどおっしゃいましたように、雇用保険に対応する給付が公務員は全くないわけですよ。退職後の生活を支えるものがあれば、公務員にはない民間が得ている雇用保険による給付額を、本来当然カウントすべきだと私は思うんですね。それがやられていないもとの比較をして、民間のほうが78万1,000円も低いという結果はどうしても承服できないです。もし、それをそうするならばやはり、基本的にはまず労働条件としての性格があるということを政府は認めるべきです。その上で、ちゃんと労働条件として雇用保険の給付も含めて合算して、比較してその格差があるならば、私なんかは是としたいと思っておりますけれども、そうじゃないんでね。これはやはり根拠が崩れていると思うんですけれども、どうなんですか。

◎梶部長 雇用保険の議論については、これも委員御案内のことかと思っておりますので、述べるのもいかがかと思うんですが、内閣委員会では、人事院からこのような答弁がなされております。国家公務員については、法律によって身分が保障されており、民間の労働者のような景気変動による失業が予測されにくい等もあって、一部の者を除き雇用保険法の適用対象から除外されており、保険料負担もございません。雇用保険法の失業等給付は、国家公務員が保険料を負担していない公的給付でございますので、国家公務員の退職給付と趣旨、目的の異なる公的給付であることから、退職給付水準の官民比較対象とすることは適切ではないという答弁を人事院がしておりますので、私もそのとおりだと思います。したがって、労働条件なのか勤続報償なのかという性格については、政府と人事院で見解は割れておりますけれども、官民比較対象とする土俵については、一時金と年金で比較すると。雇用保険の議論はあるんですけれども、雇用保険の保険料をそもそも国家公務員、地方公務員は負担していないということでございますので、雇用保険を労働条件の一つとみなして、退職給付の比較をする土俵に乗せる必要はないだろうと。この点は、人事院も政府もぶれはないのだろうと考えておりましたので、私も同じように考えておるところであります。

◎吉良委員 それもそうですし、あと公務員は再任用にしても、民間と違ってフルタイム

じゃないし、しかも人数的にも制限があったり、公務員としてのさまざまな特殊な側面があるはずなんです。雇用保険もそうですけれども、私はやはりそういう公務員の特殊性をしっかりと反映したものであるべきだと思います。ですから、現実問題として退職後に給付されるものですから、見解が違いますけれども、退職後の生活を支えるという意味では、私はやはりカウントされてしかるべきだと。そして公務員の特殊性についても、十分に配慮されなければならないんじゃないかと思います。

◎梶部長 再任用については、希望される方にはフルタイムで働いていただいておりますので、公務員は、再任用上フルタイムになることがないから不利益だということには必ずしもならない。それは御本人の御意向ですので、不利益にはならないと思います。

おっしゃるように、この退職給付の官民比較は長い間議論されております。内閣人事局ができる前には総務省が研究していたり、旧労働省を引き継ぐ厚生労働省が、企業給付、その雇用という観点から議論しています。通常の給与と違いまして難しいのは、退職給付を比較するときには、退職の一時金、私どもの退職手当だけではなくて、年金ですとかさまざまなほかの給付を含めて考える必要があるかという、その土俵、その範囲の設定のところでも大きな議論があり得るということで、委員のような御指摘が、国会等々でされていることは承知をしております。ただ現時点での官民比較の対象は、先ほど申し上げた官で言えば、退職手当と共済年金、民で言えば退職一時金と企業年金を比較することが、一番妥当だという整理が国においてなされておると承知してまして、私どもも、その比較を土台にした国家公務員の水準に準拠するのが妥当だと考えております。絶えず研究課題としていくべきということについては、委員の御指摘もごもっともかと思いますが、現時点ではこのやり方がベストなんだろうと認識をしております。

◎吉良委員 坂本委員が本会議場でも質問した、人事委員会の見解もこの際お聞きしたいと思いますので、当然これは来てほしいよね。委員長。

◎坂本（茂）委員 それは当然来ちよくべきやないですか。

◎吉良委員 みずからがこうやって意見を出してるわけですから。やはり総務委員会としてはお呼びして、特にこの、やむを得ないものと判断したと、それはやっぱり聞きたいですね。

◎坂本（孝）委員長 はい、その間に。

◎前田委員 わかれば教えていただきたいんですけど。今回、国の要請を受けて各都道府県の動き、高知県のようなタイミングでの対応は、一体どれぐらいあるんでしょうか。

◎梶部長 私どもの把握をしている段階ですけれども、23都道府県が年度内に施行することを決めておられて、うち20団体が12月議会でお諮りをしていると。いずれも本県含みであります。一方で、4月1日に施行することをお決めなっている団体が、九つあるとお聞きしておりまして、差し引き15団体が現時点で未定と、認識をしております。

◎前田委員 知事の答弁にありましたように、じゃあ少なくともこの九つは、県民の理解を得られないけれども、年度内には執行しない都道府県だということになってしまっているわけですが、そういう認識なんですか。年度内にやることが県民の理解を得ることであって、年度内にやらないこの九つの団体、その辺どうなんですか。

◎梶部長 各県それぞれの御判断だと思いますので、私どもがその9県の考えについてどうかというのは、申し上げるべき立場にはないだろうと思います。ただ、それぞれの団体が、県民の皆様への説明、県議会への説明が必要であると認識した上で、判断をしておられることなのは間違いがないと考えます。

◎前田委員 国の要請は47都道府県に行ったんでしょうか。それとも千数百ある市町村も含めて、全部の地方自治体に一斉に発信されたものんでしょうか。

◎梶部長 若干技術的で恐縮ですが正確に申し上げますと、各県、各政令指定都市、それから各県の議長、政令指定都市の議長、それから各人事委員会委員長に直接総務副大臣が送っておりまして、人事委員会は各県と政令指定都市とあと和歌山市が人事委員会を置いております。市町村には、総務副大臣通知の中で、「貴都道府県内の市区町村に対しても、あわせて周知されるようお願いいたします」という要請がありましたので、私どもから県内市町村には通知をさせていただいております。

◎前田委員 ということは、県が1回受けて、県から各34市町村に通知をされたということなんですけど、通知を受けた市町村の対応も、また分かれている感じなんですか。

◎梶部長 全ての団体について把握はしておりませんが、前回5年前は、4月1日の団体がほとんどだったと考えておりまして、今回も4月1日施行の団体があるだろうと考えております。

◎前田委員 国の要請があって、県が受けて年度内と。県からは市町村に通知したものは、ほぼ4月1日で了とされてるわけでしょうけれども、市町村はもちろん県民であって、それに理解が得られないのかといたら、各市町村の判断、市町村議会での判断になってくるわけですね。今回の件なんかも、恐らく県とすれば早期に対応することが県民の理解をというところになって、そのために議会を通じて理解を得るというお話だと思うんです。議会も議会で、各市町村から選出されておりまして、その中で、それぞれの選挙区ごとに市町村が4月1日でやっているものを、なぜ県だけそれを2カ月さかのぼって、2月1日にしなきゃいけないんだろうなど。素朴な疑問は正直、私の中では残るんですけど。その点いかがでしょうか。

◎梶部長 要請を受けていつから施行するかについては、各団体が御判断すべきものだと考えております。本県、私どもが2月1日施行という形で提案させていただいた理由は、本会議で知事からも、あるいは私からも申し上げたとおりであります。県内市町村との関係ですけれども、県職員、これは教員や警察官も含めての合計と、市町村職員、これは消

防も含めての合計で言いますと、県職員が1.7倍ほどいます。退職手当の水準も、押しなべてみますと、県職員のほうが高い水準にあります。このように職員数が絶対数として多い、あるいは退職手当の水準が相対的に高いという観点で申し上げれば、県の対応が市町村の対応に合わせるということにはならないんだらうと考えます。あくまで県民の皆さんに与える影響という観点で見れば、職員数が多いですので、市町村の考え方というよりは県としての考え方で、このような形で議会にお諮りをし、御判断、御審議をいただくというのが私どもの考えであります。

◎前田委員 先ほど総務部長から説明がありましたように、47都道府県のうち約半数の、23団体が年度内にということで、その中に高知県が含まれるわけですね。なら、日本全国で約半分ぐらいが未定含め年度明けにやる中で、ほかの都道府県はそれぞれ個別の判断があった上でしょうが、あえて高知県が判断をして今回議会に理解を求めるといふことなんですよね。あえて判断をしたという理解で大丈夫ですか。

◎梶部長 御指摘のとおりであります。特に2月1日に施行させていただいておりますのは、なるべく駆け込み退職で早期におやめになる方が出てこないような形で、施行日を設定する必要があるという認識もあったものですから、12月議会の閉会日ではございましたけれども、提案をさせていただきました。

◎坂本（茂）委員 さっきの本会議でのやりとりとかを踏まえて聞くと、とにかく高知県としては、いわゆる給与手当等については、国の措置と一切変わるものはないと。どんなことがあっても国の措置に準じるという考え方で、未来永劫行くということなんですか。

◎梶部長 その御指摘は必ずしも当たらないと思っております。これも御案内のとおりであります。本県は平成27年の、国家公務員でやりました総合的見直しは実施をしております。これは人事委員会からの勧告を受けて県として、46都道府県はみんなやっけるのに、私どもだけはやってないということでもあります。それは理由があつてのことで、適切だと思っております。しかしながら、この退職手当につきましては、国家公務員に準拠するやり方で、今までずっとやってきております。これは、私どもが知る限り全ての都道府県が、時期は違いますが、同じように水準を決めているということでございます。したがって、退職手当については、国家公務員の水準が官民格差を反映しているものでございますので、その国家公務員の水準に私どもが準拠させていただくことによって、官民格差を反映させていくことが、地方公務員法第24条の均衡の原則にかなった対応であると考えております。

◎坂本（茂）委員 だから今のお話にもあるように、退職手当の場合は水準そのものとはにかく国に準じると。それはもう全国の自治体もそうです。ただ全国の自治体はそのことを踏まえて、施行日に関しては独自の判断をされている、ところが高知県はそれができな

いというところなんですよね。今回の場合、特に論点は一つに絞られて、労使の間でもせめて施行日だけでもという議論になってきていたわけで。そういう中でもやっぱり、施行日を変えるのが何としても判断できないというのが、先ほどの県民の理解が得られないということになるわけですか。

◎梶部長 おっしゃるとおりであります。

◎坂本（茂）委員 それほど理解が得られないのかどうか。さっき私、議場でも言わせてもらいましたけれども、今年度末に退職される方はそうやってずっと御苦労もされてきて、県勢浮揚のために全力を尽くされてきてやめると。なおかつ年度当初には、これだけの支給がされる予定で予算も計上されていたと。しかし国が見直しの中でこうなったから、それに準じなければならぬと。こういうことも考えたときに、高知県は4月1日という判断をすることができんわけではないんじゃないかという思いなんですけど、その辺はどうなんですか。

◎梶部長 知事も本会議で申し上げたとおり、非常に職員の皆さんにとって厳しい内容ですし、知事や副知事や私も、非常に心苦しい中で提案させていただいて、ここに至っておるわけです。なぜ4月1日施行という判断ができないかという理由は、これも本会議で知事が述べさせていただきましたけれども、一つは、今年度末で退職される県職員一人一人に支給される退職手当の水準が、国家公務員より上回るという点。もう一つは、財政的になりますけれども、国家公務員に準拠して年度内に実施をしていけば、3.3億円の減額がなされると。4月1日に施行すれば、その3.3億円は、当初予算どおりということになるかもしれませんが、財源として奪われることなく使われてしまうわけでありまして。この2点について、これは当然各団体が判断すべきこととさせていただきますので、上司とも当然相談をさせていただきましたけれども、本会議で知事が申し上げたように、県民の皆様の理解は得られないだろうと。それは私どもが、県民の皆様に国家公務員水準を上回る退職手当を支給させてくださいと、県職員はとてもしっかりと頑張らせていただいたので、高い退職手当を支給させてください、あるいはそのことによって3.3億円、もしかしたら減額できたかもしれない財源がありましたけれども、これを職員に支給させてくださいというお願いをして、理解が得られないと判断をさせていただきました。そういうことを含めて議会で答弁させていただいた上で、議会で御審議を賜りたいという考えであります。

◎吉良委員 だからその考えに合理性がないわけよ。市町村が、その額は違ったとしても4月1日施行でね。年度途中で不利益を受けることに対して心苦しいと言いながら、実際口だけで何の努力もしないということを今おっしゃってるんですよね。市町村は4月1日、それから今わかってる段階でも9団体は4月1日という、努力をなさってるわけですよね。そのあり方について見習ったらどうですか。

◎梶部長 本会議でもお答えしたことで、繰り返しになりますけれども、国家公務員を上

回る水準の退職手当を支給させていただく、あるいはそのことによって減額できたかもしれない3.3億円を、退職手当として支給させていただくということ、県民の皆さんの理解を得ようということ自体、この議会という場でお諮りをしておるところでございますし、その努力というのは、どういうことを指すのかわかりませんが、そもそも県民の皆さんの理解を得られないだろうと、私どもは考えておりますので、私どもの考えをお諮りをして、議会で御審議をいただくということだと思っております。先ほど申し上げたように県内市町村あるいは他県で、それぞれ御判断はあると思っております。それぞれ住民の皆さんへの説明責任を果たされるわけですから、それはそれでお考えだと思っておりますけれども、私どもの考えは本会議なり、私がこの場で申し上げておりましたこととございまして、それを踏まえて、今議案を提出させていただいているということとでございます。

◎吉良委員 2,251万円が2,171万円になるわけですが、水準を上回るとおっしゃっていただけますけれども、実際国家公務員の平均はどれぐらいになるんですか。

◎梶部長 少しデータの制約がありまして、定年退職者と勸奨退職者を含めた数字で御説明させていただきます。平成27年度実績で比べますと、県、これは教員あるいは警察官も含めた全体でございますけれども、定年退職、勸奨退職含めました平均が2,244万円であります。

◎吉良委員 この2,251万円というのは、どういう数なの。

◎梶部長 今の御指摘いただいているのは29年度の数字です。私が今お答えを始めたのは27年度の数字、といいますのは、29年度は国との比較ができないからです。したがって、27年度の数字をお答えさせていただいております。続いて説明させていただきますと、県の定年と勸奨を足したものの、平均が2,244万円、一方国は2,249万2,000円あります。5万円ほどですが、国と差があるということとでございます。

◎吉良委員 じゃあ国が高いじゃない。

◎梶部長 定年足す勸奨であります。これは27年度は、国は調整率を見直す前です。当然ながら国と県は均衡がとれてるわけです。一方で、国は今回引き下げをいたしましたので、29年度の支給見込みがどうなるかというデータは、国のほうは持ち合わせておりませんが、県と国は均衡がとれていたものが、国が下がって、県が下げないと、均衡がとれなくなるということとでございます。

◎吉良委員 何かだまされたみたいでね。額が全然多いです、それから定年も含めて出さないというわけですからね。均衡が保たれていると言うけれども、全然その実態がわからないので、これはやっぱり精査が必要だと思います。それから人事委員長にも聞こうと思ったんですけども、この27年度以降、28年度に国は月例給を0.17%引き上げているわけですよ。でも本県は据え置きになっているんですよ。そこからいっても27年度以降国のほうが上がっているのにまた下げるといってね。基礎となる月例給が、国のほうは上がっ

ているのにそのこと反映せずに、27年度のままで据え置きされた本県の月例給をもとにして算出した退職手当金と比較するというのはおかしいんですよ。どう判断したらええんですか。

◎**梶部長** 国家公務員との退職手当の均衡という意味で申し上げますと、算定の仕方が、国家公務員の算式と同じであります。御指摘のように、国でいうところの俸給表、県でいうところの給料表の数字は、全く同じではありませんが、それは県の場合は、県における官民格差を人事委員会が評価をし、それを給料表に反映しているものであります。国のほうは、人事院が調査した官民比較、これは全国ベースですけれども、を反映した給料表なり俸給表になっておりますので、その数字は全く同じというわけでもございません。しかしながら、退職手当の算定における国家公務員の準拠という意味では、計算式を全く同じくさせていただくことで、国家公務員との均衡が保たれていると考えているものでございます。この考え方は私どもだけではなくて、全都道府県も同じだろうと考えております。

◎**吉良委員** だからその根拠となっている、均衡が保たれている状況そのものが、私なんかはどうもおかしいと思うわけですね。その根拠が成り立っていないんじゃないかと思っ

◎**梶部長** 退職手当の算式は同じなんです。月額に支給率を掛けて、調整率を掛けたものに調整額を足すと。本会議でも議論はありましたが、今調整額は国と県は違うんです。国のほうが高いです。ただこれは総合的見直しという、国全体で俸給表を引き下げる対応を、私どもはやらなかった。ただ国は、俸給表引き下げの影響が退職手当に影響を与えないように、マイナスになることを避けるために調整額を上げています。私どもは給料表を下げていないので、調整額を見直す必要はないと。そういう意味で調整額の数字は違いますが、調整率については今あっているわけです。したがって均衡は保たれてると。その退職手当における均衡は、現在の調整率は87ですけれども、これを国に準拠して83.7にすることが、退職手当における均衡と考えているところであります。

◎**坂本（孝）委員長** お諮りいたします。委員会条例第18条に基づき、人事委員長の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎**坂本（孝）委員長** 御異議なしと認めます。

それでは、人事委員長に出席いただきたいと思います。

それでは質疑を続けます。

◎**坂本（茂）委員** 人事委員長、さっき議場で言いましたように、議場では通告をしておりませんので、ここでぜひ出された回答について、お伺いしたいんですけれども。国家公務員に準じて措置しようとするものであり、やむを得ないものと判断しますと。この、やむを得ないものとの判断というのは、どういう意味合いなのかをお聞かせください。

◎秋元人事委員長 やむを得ずという部分でございますけれども、本来でございますと、職員の勤務条件に大きくかかわる事柄につきましては、やはり労使の合意に基づきまして実施をされることが望ましいわけでございますが、今回の退職金の見直しにつきましては、前回5年前のときと同様、2度にわたりましてこの労使の合意には至らず、議案が提案されたという状況でございます。このように、職員の痛みや労使の話し合いが整わなかったことに対する、委員会の心情的な思いもあってのことでございます。労使合意のもと実施をされますのが望ましいわけでございますけれども、やはりその均衡の原則を基本といたします制度運用の観点からは、やむを得ないものと考えた次第でございます。でございますので、提案内容そのものに対しまして異論があるというわけではございません。

◎坂本（茂）委員 そういう意味で言えば、本来ならば労使合意に至ったものが提案されてしかるべき問題だけれども、それがそこに至ってなかったことをおもんばれば、こういう書き方にならざるを得なかったという理解でよろしいでしょうか。

◎秋元人事委員長 そうです。

◎坂本（茂）委員 総務部長として、そういう委員会の心情なども聞いた上で、どのようにお考えになるか、お聞きしたいと思います。

◎梶部長 本会議でも申し上げましたが、職員団体の合意が得られなかったことは、実際に交渉を行う立場の私としましては非常に残念であります。合意を得たかったという思いはありますが、合意が得られませんでした。一方で、年度内に施行することが県民の皆様の理解を得る方法だと。これが国家公務員との均衡という、地方公務員法制という観点からも妥当だと考えておりました。今、人事委員長は内容としては妥当だと、御評価をいただいておりますけれども、私どもとしてはこの内容が妥当だと思いましたので、提案をさせていただいている。その思いは、今の委員長の御答弁を聞きましても、全く変わらないところでございます。

◎吉良委員 人事委員長にお聞きします。そのやむを得ないという、合意に至らなかった背景にある原因は、要するに5年ごとに官民格差を是正していきますという内閣の閣議決定があるわけですよ。それは労使合意がなくても、国家公務員を含めて政治主導で決着をつけていくというやり方ですよ。これについてもやはり、やむを得ないと思いますか。本来そういう姿であるべきではないと、公務労働において労使合意が本来ある姿だと、それが人事委員会体制の持つ、既得権を奪った公務労働者に対するあり方ではないかと思うんですけども。それについてはどう思うんですか。

◎秋元人事委員長 先ほども申しましたように、私どもとしましてはやはり、制度は国に準拠し官民の均衡を図っていく、また国との均衡を図っていくという大きな原則に基づいて、さまざまな制度の運用について、出させていただいております。ですので、それぞれ労働条件、勤務条件にかかわります一つ一つの事例について、労使間で合意に至るというの

が、これはやはり一つの大きな問題であろうと思いますけれども、案件によりましては、残念ながらその合意が得られない場合も、今回もそうございましたけれども、あろうかと思えます。それぞれ私どもとしては、その内容に基づいてどうであろうかという判断をさせていただくことになろうかと思えますし、そういった観点に基づきまして、今回の内容につきましても、やむを得ないものであると判断をさせていただいたわけでございます。

◎吉良委員 退職手当はそういう性格じゃないんで、手当そのものを人事委員会がどうのこうのという対象じゃないわけですが、来年度やめるからこれぐらいの退職手当が来るはずだと思っているその既得権を、年度途中でこうやって奪っていくあり方ということについては、どうお思いですか。

◎秋元人事委員長 国においては、既に1月1日から制度が運用されております。そういう実態があるわけでございます。そういった観点を見ますときに、また今回のことに限って言いますと、調査段階というのは、先ほど本会議の中で知事の答弁にありましたように、以前からあります。2年ほどたった状況の中であるわけでございます。そういった中で、今回の提案がされておるわけですので、そのことが年度の途中であっても、官民の均衡を図っていくという大前提に立った場合には、それは制度として、運用として、適切なのではないだろうかと判断をさせていただいております。

◎明神委員 私の考えですけれども、人事院が行った官民比較調査の結果に基づいて、一般職の職員の給与に関する法律等の改正が行われ、国家公務員の月例給とボーナスは人事院勧告どおり引き上げられたと。一方この人事院が行った同じ官民比較調査の結果に基づき、国家公務員退職手当法等の改正も行われ、国家公務員の退職手当は人事院勧告どおり、支給水準は引き下げられたと。この法律の改正に準じて、今定例議会に提案されております、県職員の月例給とボーナスを引き上げる条例改正案については賛成。一方の県職員の退職手当の支給水準を引き下げる条例改正については反対ということでは、私は県民の理解は得られないと思っておりますので、付託を受けた議案第29号は賛成であります。

◎加藤委員 今、明神委員からもありました、この給料を改定する条例議案と、今回のこの退職金の条例議案の、この時間の差があるのは、どういった理由だったんでしょうかね。

◎梶部長 給料なり手当につきましては、人事委員会が毎年度勧告をしていただいております。その勧告を踏まえて、そのとおり実施をするという、12月議会にお諮りするまでにタイムラグがあります。その間に、職員団体とも、人事委員会勧告どおり実施することについて、それ以外の賃金に関する内容についても交渉させていただいた上で、12月議会の冒頭の提出に間に合うということでございます。

一方で退職手当につきましては、人事委員会が毎年度勧告するものではございませんので、私どもとしての均衡の対象は、国家公務員の姿ということになります。国家公務員の制度内容が明らかになりましたのは、11月17日の法案の閣議決定のときでございます。

その後、11月27日に職員団体に提案をさせていただき、最終的には12月17日に最終的な話し合いを行っておりまして、合意は得られませんでしたけれども、その話し合いを終えて提案をさせていただいております。このために、どうしても提出時期がずれてしまうということでございます。

◎加藤委員 組合の皆さんとのいろんな協議案件はあると思うんですけど、他の事例と比べて協議時間が短かったりといった比較上は問題なかったんでしょうか。

◎梶部長 最終的に合意を得られなかった立場で、話し合いの過程がどうだったのかを言うのは、若干不遜な気もしますけれども、私どもとしては、他の事例と同様に話し合いをさせていただいたという認識はございます。ただ、合意は得られなかったということでございます。

◎加藤委員 総務部長の答弁もそうですし、本会議での知事、副知事の答弁を聞いても非常に心情も伝わってきましたし、職員の皆さんも答弁を聞いてらしたと思うんですね。制度としてはおっしゃるように、官民の均衡を確保するという観点で私もこの判断は妥当だと思っています。一方で、自分自身がもし該当の立場だったらどうかというと、3カ月少し後に退職が決まっている中で、今回の引き下げが行われると、制度的には理解できても、やっぱりどうしても腑に落ちない、許容できない部分ももしかしたらあるかもしれないなという思いもあります。御答弁を聞かせていただいて、非常に苦渋の決断ということもわかりましたし、皆さんにその思いが伝わればいいなと私自身も思います。非常に苦渋の決断だということは理解をしながら、判断をさせていただきたいなと思います。

◎吉良委員 もう一度お聞きしますけれども、国家公務員の水準よりも高い水準になるとおっしゃっていた、本県の本年度の退職者の金額2,251万円に対応する、国家公務員の本年度退職者の金額はどういう額なんですか。

◎梶部長 わからないのです。

◎吉良委員 それじゃあ水準高いと言えないのでは。

◎梶部長 水準は高くなります。これはなぜかといいますと、国と県で均衡がとれている制度だった状態の中で、国は調整率を引き下げましたら。国が調整等を引き下げたのに、私どもが調整率を引き下げなければ、必ず県のほうが高くなります。

◎吉良委員 どれぐらい。

◎梶部長 29年度に幾らの差というのは、これは現時点ではわかりません。国も整備していませんので。それはなぜかといいますと、退職される方によって最終的な給料月額が幾らかというのは違いますから。その方々の月額に、その方の勤務年数に応じた率を掛けて調整率を掛けますので。それは退職をされるときに計算をしないとわからないわけです。したがって、これまでの均衡状態を踏まえて、算式が変わるならこちらも合わさないと、高くなるか低くなるかということを申し上げておりまして、私どもは、今条例を変え

ないと、今年度末に退職される県職員には、国家公務員の支給水準を上回る退職手当を支給することになると考えておりました。本会議でも、るる御説明したとおりであります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、議案の審議を終わります。

《採決》

◎坂本（孝）委員長 それでは、これより当委員会に付託された議案の採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました条例議案1件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定しました。

それでは、これより採決を行います。

◎坂本（茂）委員 採決の前に、原案に対して修正案を提案したいと思いますので事務局から配ってもらいたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 第29号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案」について、前田強委員、坂本茂雄委員、吉良富彦委員から、修正案が提出されておりますので、今配布させていただきました。

修正案の提出者の説明を求めます。

◎坂本（茂）委員 先ほどから、るる議論をしてきた課題でありますけれども、この修正案の内容は別紙のほうに書いてありますように、附則の中にある、先ほど来議論がされております、現在の条例議案そのものの、平成30年2月1日施行日を、次のように改めるものです。この条例は平成30年4月1日から施行するということになっております。先ほど来議論がありますように、国家公務員との均衡の問題等ございますけれども、そういった意味では減額するということについては、やむを得ない判断をしておりますが、施行日を2月1日としますと、現在、今年度末退職予定者の皆さんが、平均約79万円減額した退職手当ということになります。議場でも述べましたように、そういった皆さんの御労苦に報いる措置としては、余りにも過酷な内容であり、来年予定されている416人の皆さんが、現行の退職手当の支給を受けられるように、4月1日施行ということで、条例改正をしていただけたらというようなことで提案をさせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 修正案は、ただいま提案されたとおりであります。

修正案提出者に対する質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

これより修正案の採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

これより採決に入ります。

第29号議案「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」に対する前田強委員、坂本茂雄委員、吉良富彦委員から提出された修正案について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 挙手少数であります。

よって、修正案は、賛成少数をもって否決されることになりました。

それでは、第29号議案「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 挙手多数であります。

よって、第29号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

《委員長報告について》

◎坂本（孝）委員長 次に、委員長報告の件を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告については、正副委員長一任でお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

◎坂本（茂）委員 いや、ちょっと待って。どういう意見が出たか、その場で聞かんとわからんじゃ、そら困るがじゃないですか。委員長報告の取りまとめの委員会をせんという言い方でしょう、今の。

◎坂本（孝）委員長 今出た意見をまとめるがですが。

◎坂本（茂）委員 だからその取りまとめの委員会をしないということでしょう。今のは。我々何も目にせず、その議場で報告された内容が、もし納得できない場合はどうしますか。

◎坂本（孝）委員長 それでは、取りまとめ委員会の開催を求める意見がありますので、委員会を開催したいと思いますが、何時からにいたしましょう。

小休にします。

(小 休)

- ◎ 委員長一任。
- ◎ そこは一任します。
- ◎ はい。準備が整い次第。
- ◎ そうそう。準備整い次第。

◎坂本（孝）委員長 正場に復します。それでは取りまとめ委員会につきましては、準備が整い次第再開することにいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時56分～16時08分)

◎坂本（孝）委員長 総務委員会を再開いたします。

ただいまからの委員会は「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読をさせます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第29号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。

引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって、可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

当委員会に付託された条例議案は、国家公務員退職手当法等の一部改正を考慮し、県職員の退職手当に係る調整率を、改定しようとするものであります。

執行部から、提案された条例議案について、国家公務員制度に準じて、退職手当に係る調整率を、来年2月から引き下げようとするものである、との説明がありました。

委員から、法的な根拠のない人事院の報告に基づいて、退職手当の性格の異なる民間準拠という考え方には妥当性がないのではないか、との質疑がありました。

執行部からは、国においては平成26年度の閣議決定に基づき、官民比較を行って退職手当水準の是正を行っている。その考え方を県としても妥当であると考えている、との答弁がありました。

別の委員から、施行日について、他の都道府県の動きはどのようになっているか、との質疑がありました。

執行部からは、現在把握している範囲では、23団体が年度内施行であり、4月1日に施行することを決めているのは9団体、その他15団体は現時点で未定である、との答弁がありました。

さらに委員から、5年前の改正では、県内市町村のほとんどが4月1日施行としている中、なぜ県は2月1日施行とするのか、との質疑がありました。

執行部からは、いつから施行するかは各団体において判断すべきことであり、県が市町村の対応に合わせるということにはならない。県では、今年度末に退職する県職員に対し、国家公務員の支給水準を上回る退職手当を支給することは、県民の理解が得られないと考えており、5年前は3月1日施行としたが、駆け込み退職の蓋然性が高く、県民サービスへの影響がないようにしなければならず、2月1日施行としたところである、との答弁がありました。

別の委員から、各都道府県で施行日については独自の判断をしている。高知県として、施行日を4月1日にするという判断はできないのか、との質疑がありました。

執行部からは、非常に心苦しい中での判断である。年度内に施行すれば、4月1日施行に対して3億3千万円の減額となり、これをそのまま執行することは県民の理解が得られないと考えている、との答弁がありました。

さらに委員から、地方公務員法第5条第2項に基づく意見の回答の中で、「国家公務員に準じて措置しようとするものであり、やむを得ないものと判断します」とあるが、この「やむを得ないものと判断」とはどういう意味合いなのか、との質疑がありました。

執行部からは、やむを得ないという部分については、本来、職員の勤務条件に大きくかわる事柄については、労使合意に基づき、実施をされることが望ましい。今回の退職金の見直しについては、前回の5年前のときと同様に、労使の合意には至らず、議案が提出されたという状況にある。このように、職員の痛みや労使の話し合いが整わなかったことに対する人事委員会の心情的な思いもあってのことである。労使合意のもとで実施をされるのが望ましいが、均衡の原則を基本とする制度運用の観点からはやむを得ないものと考えている。提案内容そのものに対して異論があるというわけではない、との答弁がありました。

また、別の委員から、人事院が行った官民比較調査の結果に基づいて、一般職の職員の給与に関する法律等の改正が行われ、国家公務員の月例給とボーナスは人事院勧告どおり引き上げられた。一方、人事院が行った同じ官民比較調査の結果に基づき、国家公務員退職手当法等の改正も行われ、国家公務員の退職手当は人事院勧告どおり、支給水準は引き下げられている。この法律の改正に準じて今定例会に提案されている、県職員の月例給と

ボーナスを引き上げる条例改正案については賛成、一方の県職員の退職手当の支給水準を引き下げる条例改正については反対、とこういうことでは、県民の理解が得られないと思われるので、この議案については賛成である、との意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎坂本（孝）委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

（ 小 休 ）

◎ 5ページの2段落目の、執行部からはやむを得ない、これ人事委員会とのやり取りのところですけど。人事委員会は執行部という言い方でいいのか。

◎ きちんと明記。

◎ 人事委員会からは、とした方が。

◎ それから5ページの下から5行目の退職手当は勧告じゃない。これは訂正。

◎坂本（孝）委員長 正場に復します。

それでは、ただいま協議いたしました文案により、本会議で委員長報告を行うことにいたします。なお、細部の調整については、正副委員長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会します。

（16時15分閉会）